

信用生命保険への加入において告知義務違反があった場合の解除の可否（金融機関の職員の関与との関係を中心として）

1 問題の所在

信用生命保険への加入手続においては、信用供与機関である金融機関等の職員が、被保険者と保険会社の間に立って、被保険者に対する信用生命保険制度の説明や申込書及び告知書の授受の取次等の関与を行っていることが多い。

そして、金融機関等の職員のそうした関与を経て成立した信用生命保険契約について後に告知義務違反を理由とする解除がなされた場合においては、被保険者の側から、解除の原因となった事実は当該の職員に伝えた、当該の職員の指示によって事実を告知しなかった、等のこと（当該の職員への告知、当該の職員の告知妨害ないし不告知教唆）を理由として、解除の効力が争われることがある。

このようなケースに関する解除の可否に関しては、裁判例は多くはなく、学説等でも論じられているものは少数だが、そうした中でも見解は分かれており、以下では、従前の裁判例及び学説等の状況を概観した後に、当該の問題についての私見を述べることにしたい。

2 信用生命保険とは

まず、検討の前提として、信用生命保険という保険商品について簡単に確認しておきたい。

信用生命保険は、住宅ローン等の賦払（分割払）債務の債務者又は連帯保証人について死亡等の保険事故が生じた場合に、信用供与機関である債権者（ローンの貸手である金融機関等）又は信用保証機関が保険金を取得して残存債務の弁済に充当する仕組の定期保険であり、住宅ローン等についての一種の担保の意味合いで利用されているものであって、団体保険の形式をとるのが一般的である。

信用生命保険の保険契約者は保険金受取人である金融機関等であり、保険会社に対して保険料を支払うのも金融機関等だが、実質的な保険料の負担は被保険者である債務者が行っていることが多い。

保険事故は、基本的には死亡又は高度障害であるが、特約の付加により、高度

障害に準じる身体障害状態や3大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）への罹患等の所定の支払事由の発生の場合にも保険金が支払われる契約内容となっていることもある。

また、保険金額は、保険事故発生時の当該被保険者の債務の残額（債務の返済にともなって逓減）であり、保険期間は、債務の分割返済期間である。

3 裁判例及び学説等の状況

(1) 保険法施行前の状況

ア 裁判例

保険法の施行（平成22年4月）の前の事件に係る訴訟において信用生命保険の告知に関して金融機関等の職員の関与（告知受領、告知妨害、不告知教唆）がある場合の告知義務違反解除の可否についての判断が示された裁判例としては、次の3つのものを挙げる事ができる（ただし、③は、傍論としての判断。）。

① 仙台地裁平成18年9月7日判決金融法務事情1877号56頁

信用生命保険契約の被保険者Aの死亡後に同契約が告知義務違反を理由として解除された事案において、Aの相続人である原告らが、住宅ローンの債権者である被告に対して、信用生命保険契約に基づく保険金請求権が発生したことにより、住宅ローンに係る債務は消滅したとして、同債務の不存在等の確認を請求した事案である。

当該の訴訟において、原告らは、

- a 解除の原因となった事実（以下「重要事実」という。）について、Aは、告知受領権を有する被告の職員Bに口頭で告知をしていたので、Aは告知義務を尽くしている、ということ
- b Aは、保険会社の履行補助者であるBに対して口頭で重要事実を告げている上に、Bは告知すべき事項についてAに十分な説明をしなかったのだから、保険会社には少なくとも重要事実を知らなかったことについて過失が認められる、ということ

等を理由として、告知義務違反を理由とする解除は無効である、旨を主張した。

これに対し、裁判所は、上記aの点との関係では、約款によれば告知は書面によってなされるべきものとなっていること、及び保険業法によれば登録

を受けた生命保険募集人等以外の者による生命保険の募集は禁じられているところ、Bは生命保険募集人の資格を得ていないこと等を理由として、Bは告知受領権を有しておらず、Bへ口頭で告知を行っても、告知義務を果たしたとはいえない、旨の判断を行い、原告らの主張を認めなかった。

しかし一方、上記bの点との関係では、裁判所は、要告知事項に関する情報の収集に関して保険会社の履行補助者の地位にあったBの過失は、信義則上保険会社の過失と同視できるものであるところ、Bには、被保険者から重要事実を口頭で告知されながら当該事実を告知書の記載に反映させる措置を何らとらなかつたという過失があり、これは保険会社自身の過失と同視されるので、告知義務違反による契約解除は許されない、旨の判断を行った¹。

② 仙台高裁平成19年5月30日判決金融法務事情1877号48頁

これは、上記①の控訴審判決だが、上記①bの点について、裁判所は、

i 保険会社が信用生命保険契約の締結を拒否することに繋がる可能性のある事項を保険会社に正確かつ確実に伝達することは、当該締結拒否によって不利益を受ける立場にある金融機関の職員であるBには期待できないこと

ii A自ら告知義務に違反していることを知っていたこと

からすると、本件においては、Bを保険会社の履行補助者と位置付けたとしても、本件ではそもそも信義則を適用する余地がなく、告知義務違反による契約解除は妨げられない、と判断し、原判決を破棄して被保険者の遺族を敗訴させた（なお、上記①aの点との関係での判断は、原判決とほぼ同様であった）。

③ 東京地裁平成20年2月13日判決判例集未掲載判例秘書判例番号L06330689

当事者・関係者の関係が複雑な事案だが、その点は捨象して簡略化すると、本件も、被保険者の死亡後に信用生命保険契約が告知義務違反を理由として解除されたケースにおいて、原告の側から、同保険契約の加入申込みの取次を行った金融機関の職員が被保険者の告知に対して不当な関与（不告知教唆）

¹ 判決の主文の内容としては、原告らと被告との間で、住宅ローン契約に基づく原告らの被告に対する各債務について、被告への補助参加人（保険会社）に対する保険金請求権が存在することを理由に支払を拒絶する抗弁の付着しない債務は存在しないことを確認する、旨の確認判決がなされた。

を行ったとして、当該の解除の効力を否定する主張がなされた事案である。

上記①及び②とは異なり、本件では、裁判所は、金融機関の職員が不告知教唆を行ったという事実の存在自体を認めなかったが、傍論として、仮に、金融機関の職員が被保険者に対する不告知教唆を行った場合においても、金融機関の側は、保険契約者として、団体生命保険における団体を構成する被保険者からの加入申込みを取りまとめる立場にあり、保険会社とは対向関係に立つのであるから、金融機関の側を保険会社の側の立場にあるなどと評価する余地はない、旨も述べている。

イ 学説等

調査できた範囲では、保険法施行前の時期において、告知義務違反に金融機関の職員の関与がある場合の信用生命保険契約の解除の可否、という上記の問題を明示的に扱った学説等は、見当たらなかった。

もっとも、告知受領権を有していない生命保険募集人が重要事実を知っていること又は過失によって知らないことが、告知義務違反を理由とする解除を行うことの妨げになりうるか、という問題に関しては、告知受領権の不存在を理由としてこれを否定的に解する判例に対し、学説では肯定説が有力である、という状況があり、上記アの裁判例における検討の枠組みは、当該の有力説に影響されたものではないかと思われる。

すなわち、当該の有力説においては、告知受領権の有無の問題と保険会社の悪意・過失の問題を切り離して、業務上の補助者である生命保険募集人が被保険者の告知を妨害したり、生命保険会社に伝達することを合理的に期待できる情報を伝達しなかったことについて生命保険募集人に悪意・過失があったりした場合には、生命保険募集人の選任・監督についての保険会社自身の過失による不知があったものとして、告知義務違反による契約解除は認められない、という判断の枠組みが採られるべきことが有力に主張されていた²。

上記ア①及び②の裁判例において金融機関の職員の「履行補助者」としての性質が検討されているのは、上記の有力説における「業務上の補助者」に関する議論が意識されているものと見られ、また、上記ア③の裁判例における、金融機関等ないしその職員が、保険会社との関係でどのような立場に立つものか（「保険会社の側」の立場であるといえるか）であることを重視する立論も、上記の有力説の発想と方

² 大森忠夫「保険法（補訂版）」（1985年、有斐閣）132頁、山下友信「保険法」（2005年、有斐閣）314頁等。

向性を共通にしているといえるのではないかと考えられるものである。

(2) 保険法施行後の状況

ア 裁判例

保険法の施行後の事件であって金融機関の職員の関与との関係で信用生命保険の解除の可否が問題となったものに係る判決としては、東京地裁平成29年3月29日判例集未掲載判例秘書判例番号L07231165があるが、当該の事件では、金融機関の職員の不当な関与の存在自体が認定されず、上記の問題についての判断は示されていない。

イ 学説等

保険法の施行後の時期には、学説等で上記の問題を扱ったものが若干あるが、それらにおいては見解が分かれている。

(ア) 積極説

すなわち、信用生命保険の加入の際の告知への金融機関等の職員の不当な関与のために告知義務違反を理由とする解除が行えなくなることがありうるとする立場（以下「積極説」という。）を取るものとしては、山下友信「保険法（上）」（2018年、有斐閣）437頁があり、同説では、

- ・ 団体信用生命保険の保険契約者である金融機関は、被保険者となる者の告知に影響を及ぼしうる立場にあること
- ・ 保険者は、直接又は保険募集人を通じて加入勧奨行為の適正を確保すべき立場にあること

を理由として、金融機関の職員の告知妨害・不告知教唆については、保険媒介者の告知妨害・不告知教唆に関する保険法の規定（同法55条2項等）が類推適用されるべきである、とされている³。

(イ) 消極説

一方、信用生命保険の加入の際の告知への金融機関等の職員の関与の如何は告知義務違反解除の妨げにはなりえないとする立場（以下「消極説」という。）を取るものとしては、山崎哲央「判批」保険事例研究会レポート251号14頁を挙げる事ができる⁴。

同説では、まず、上記(1)ア①及び②の裁判例で問題となった「履行補助者」

³ 佐藤実能「判批」保険事例研究会レポート323号32頁は、この立場を支持する。

⁴ 李鳴「判批」法学研究93巻11号123頁は、この立場を支持する。

性との関係に関して、

- ・ 金融機関等の職員は、保険会社の職員ではなく、保険契約者又は保険金受取人である別個独立の法人の職員であること
- ・ 金融機関等の職員は、被保険者の保険会社に対する利用申込み及び告知の取次をする立場に過ぎず、要告知事項に関する情報の収集を保険会社から委ねられているとは考え難いこと
- ・ 保険会社としては、金融機関等の職員の上記取次行為について直接指揮・監督する立場や機会が存在しないこと

等を理由として、金融機関等の職員を保険会社の履行補助者と見ることはできない、とする。

そして、保険媒介者に関する保険法の規定の類推適用についても、

- ・ 金融機関等の職員は、法的には告知の取次をするものと見るべきであり、保険媒介者ではない、ということ
- ・ 保険会社と金融機関等の職員との間に直接の指揮・監督関係が存在しないことから、保険媒介者の不告知教唆等に関する保険法の規定の立法趣旨（保険媒介者が不告知教唆等をしたことによる不利益は、保険媒介者の指揮・監督を適切に行わなかった保険会社に課すのが適切であるという考え方）に鑑みると、金融機関等の職員の行為について保険会社に不利益を課すことは酷であること

を理由として、これを否定するものである。

4 私見

上記の問題について、以下、若干の私見を述べる。

(1) 金融機関の職員等への口頭等での告知について

まず、金融機関等の職員が信用生命保険について被保険者から告知書の記載によらない不定形な形（口頭等）で重要事実を告げられた場合については、

- ・ 上記3（2）の消極説が指摘しているとおり、金融機関等の職員は、被保険者の保険会社に対する利用申込み及び告知の取次（以下「告知等の取次」という。）をする立場に過ぎず、要告知事項に関する情報の収集を保険会社から委ねられているとは見られないこと
- ・ 一般的に、保険契約の募集を行って重要事実を知った際には保険会社に対してこれを報告すべき立場にあると見られる生命保険募集人（保険媒介者）につ

いてさえ、これに対する告知によって保険会社が重要事実を知ったことにはならないということは、確定した判例になっており、保険法においても、当該の理解を前提として保険媒介者関係の規定が設けられていると見られること等からすると、当該の場合には保険会社が重要事実を知ったということにはならず、それだけでは告知義務違反解除は妨げられない、と解すべきであり、そのことについては、あまり問題がないのではないかと思われる。

(2) 金融機関等の職員の告知妨害・不告知教唆について

ア 上記3のとおり、信用生命保険に関する告知において金融機関等の職員による告知妨害ないし不告知教唆（以下「不告知教唆等」という。）があった場合について、従前の裁判例及び学説等では、

- ・ 保険会社の履行補助者による行為として告知義務違反解除の妨げとなるべき保険会社の過失が認められるか、というアプローチ
 - ・ 保険媒介者の告知妨害・不告知教唆に関する保険法の規定を類推適用できるか、というアプローチ
- の2つのアプローチがなされている。

保険の分野を規律する保険法において保険媒介者による不告知教唆等についての明文の規定が設けられた今日においては、上記の問題の検討の枠組みとしては、民法における講学上の概念である「履行補助者」という枠組みを借用する前者のアプローチによるよりは、後者のアプローチによる方が、解釈論の枠組みとしては自然であると考えられるが、いずれにしても、この問題は、本質的に、「信義則」ないし「衡平」という規範的な評価に関わる問題であると考えられる。

すなわち、民法の分野では、債務不履行等の問題において、債務者自身の過失と「信義則上同視すべき事由」として、履行補助者の過失という講学上の概念が設けられたものであり⁵、また、保険法における保険媒介者の不告知教唆等に関する上記の法規定についても、「衡平」の観点等から設けられたものであると解されている⁶。

⁵ 内田貴「民法Ⅲ 第4版 債権総論・担保物権」（2020年、東京大学出版会）165頁。

⁶ 山下・前掲437頁。

この点について、立法担当者は、

- 「① 保険者のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（・・・「保険媒介者」・・・）の指揮や監督は保険者が行うのが適切であること
- ② 保険契約の勧誘を行う者が保険媒介者である場合でも、保険契約者等がそのような保険契約の勧誘を行う者の言葉を信じて告知義務を履行しなかったような事情がある場合に

そうしたことからすると、信用生命保険に関する告知において金融機関等の職員による不告知教唆等があった場合に、履行補助者性を理由とする解釈論ないし上記の保険法規定の類推適用等によって告知義務違反解除を行えないものとするべきか否かという問題については、そのような場合に告知義務違反解除を認めることが信義則ないし衡平に反するかという規範的な評価の観点から決せられるべきものである、ということになると考えられるのである。

そして、そうであるとする、上記の問題に関して一般的にどのように考えるべきかの検討にあたっては、個別の事案においていわゆる規範的要件（規範的な評価を内容とする法律要件）の充足の有無の判断のために訴訟実務で一般的に行われているところに準じて、当該の評価の成立を肯定することに繋がり得る事実ないし事情（いわゆる「評価根拠事実」的な事柄）と、当該の評価の成立を否定することに繋がり得る事実ないし事情（いわゆる「評価障害事実」的な事柄）とを、それぞれ具体的に列挙し、その後それらを総合的に勘案して結論を下す、という方法を取ることが適切であると考えられる⁷。

イ 上記アのような考え方を前提とした上で、上記3のような従前の裁判例ないし学説等も参考として上記の問題に関する評価根拠事実的な事柄（「上記のような不告知教唆等があった場合に告知義務違反解除を認めることは、信義則ないし衡平に反する」という評価の肯定に繋がり得る事柄）及び評価障害事実的な事柄（当該の評価の否定に繋がり得る事柄）を改めて列挙してみるとすると、次のような整理が可能ではないかと考えられる。

（評価根拠事実的な事柄）

① 保険会社は、金融機関等に対して信用生命保険に係る告知等の取次等の事

は、保険契約者等の信頼を保護する必要があることからすれば、保険媒介者が告知妨害や不告知教唆をした場合には、それによる不利益は、妨害や教唆を受けた保険契約者等ではなく、保険媒介者の指揮や監督を適切に行わなかった保険者に課するのが適切です。」

と説明しているが（萩本修「一問一答 保険法」（2009年、商事法務）、こうした説明も、①及び②のような事情を勘案して、保険媒介者の不告知教唆があった場合には、告知義務違反解除は行えないようにすることが「衡平」であると判断して、上記の保険法の規定を設けた、という趣旨のことを述べているものと理解できる。

⁷ こうした検討の作業は、一種の利益衡量であり、その意味では、法解釈一般においてなされるものではあるが、特に、論者の価値観によって結論が左右される可能性の大きい規範的な評価に関わる法解釈においては、解釈ないし議論の客観性・普遍性を担保するためにも、意識的になされる必要が大きいものと考えられる。

務を委嘱することにより、金融機関等の職員が同保険の告知に関し不告知教唆等の不当な関与を行う機会を生じさせていること

- ② 保険会社は、信用生命保険について金融機関等が上記①のような事務の取扱いを行っていることによって、利益を得ていること
- ③ 顧客から見ると、金融機関等の職員が信用生命保険について行う告知等の取次等と保険媒介者が行う募集行為の差異は分かりにくく、前者に関連して金融機関等の職員が行った行為については、保険会社の意向に沿ったものである等の誤解が生じる可能性があること
- ④ 上記①～③からすると、保険会社は、信用生命保険について金融機関等が告知等の取次等の事務を行う際に不適切な事象が生じないように、努めるべき立場にあると考えられること

(評価障害事実的な事柄)

- ⑤ 金融機関等は保険会社とは別個独立の存在であり、法的な立場としては、金融機関等は、信用生命保険契約の保険契約者として、同契約のもう一方の当事者である保険会社と対する立場にあること
- ⑥ 信用生命保険に関して保険会社が金融機関等に委嘱している事柄は、上記①のような事務の取扱いに限られており、金融機関等の職員は、保険会社のために信用生命保険への加入の勧奨や重要事実に関する情報の収集等を行う立場にはないこと
- ⑦ 金融機関等は、信用生命保険が成立して融資が担保されることによって利益を受ける立場にあるので、その職員についても、重要事実の存在を知った場合にそれが正しく保険会社に告知されるように努めるという行動を取ることが期待しにくい、という利益状況があること
- ⑧ 保険会社と金融機関等の職員との間には指揮・監督関係はなく、保険会社が金融機関等の職員の個別の行動をコントロールすることは困難であること

ウ 上記の事柄のうち、評価根拠事実的な事柄である①～④は、いずれも相当の実質的な重みのある事柄であると見られる。

特に、上記③の関係では、近年は、生命保険の募集において金融機関代理店がチャンネルとしての重要性を増しており、そうした中では、例えば、金融機関が生命保険募集人(保険媒介者である代理店)として一般的な個人保険の商品を販売したのと同じ顧客が、そのすぐ後に、今度は、信用生命保険について生命保険募

集人ではない者としての金融機関から告知等の取次等を受ける、というケースもありうるものと考えられるが、そのような場合には、顧客に誤解が生じる可能性は、より大きくなるものと見られる。

これに対して、評価障害事実的な事柄のうちの⑤及び⑥は、形式的な事柄という側面が強く、上記①～④のような事情があるにもかかわらず告知義務違反解除がなされても仕方がない、ということ肯定することについての実質的な説得力は、大きくない。

また、⑦は、実質的な状況に即した事柄ではあるが、個々の職員ないし担当者のレベルでのことを考えると、生命保険募集人（保険媒介者）においても、個人の営業成績等との関係での利益状況としては、重要事実の存在を知った場合に保険契約を成立させるために当該の重要事実が正しく告知されることを阻もうとすることはありうるので、当該の事柄のみでは、保険媒介者においては解除の障害事由となる事象が金融機関等の職員においてはそうならない、ということの妥当性を裏付けうるものとはいえない。

しかしながら一方、上記⑧は、本問題の検討において実質的に大きな重要性を有する事柄であると見られる。

すなわち、保険会社自身が雇用する営業職員であったり、代理店委嘱契約等を通じた掣肘を加えうる代理店に属する者であったりする保険媒介者とは異なり、金融機関等の職員の個別の行動については、保険会社は、これを有効にコントロールする手段を有していない⁸。

信用生命保険の告知の適切性に関して保険会社に行えるのは、適切な告知が行

⁸ 筆者がヒアリング等を行った保険会社によれば、団体信用生命保険について金融機関が行っている告知等の取次等の事務は、

- ① 同保険の約款（被保険者の加入・選択等に関する事項については、保険契約者である金融機関等と保険会社との協議によって定める、旨の規定が置かれている。）
- ② 上記①の約款規定に基づく金融機関等と保険会社との間の協定書（金融機関等がなすべきこととして、債務者から徴求する加入申込書兼告知書等を融資申込の都度に保険会社に送付すること及び契約概要、注意喚起情報及び告知に関する留意事項等を記載した書面を債務者に交付すること等が、規定されている。）

に基づくものであり、それ以外には、金融機関等との間で事務処理委託契約の締結等を行っていない、とのことである。

また、当該の告知等の取次等を行うことについては、保険会社から金融機関等に対する対価（事務処理についての委託手数料等）の支払いも、全く行われていない、とのことである。

こうしたことからすると、募集代理店（代理店委嘱契約の条項に基づく報告徴求を行ったり、委嘱の継続についての可否判断や手数料水準の見直しの可能性を背景とした影響力を及ぼしたりすること等により、当該の募集代理店ないしはそれに属する職員に対してある程度のコントロールを行うことが可能である）等との関係とは異なり、信用生命保険についての告知等の取次を行う金融機関等との関係では、保険会社は、金融機関等に所属する職員の個別の行動を有効にコントロールすることは、極めて困難であると見られる。

われやすくするための一般的な体制整備（書面を通じた顧客及び金融機関等の職員に対する説明ないし呼びかけ等の制度的な対応）に限られており、それを超えて、金融機関等の個々の職員について、その日常の行動を監視したり、これを管理したりすること、ないしは金融機関等に対して、その職員の管理等に関して特定の方策を取ることを要求すること等は、保険会社には不可能なことである。

そうしたことからすると、保険会社が一般的な体制の整備として行いうることは行い尽くしていたにもかかわらず、金融機関等の特定の職員がその独自の判断によって信用生命保険に関して不告知教唆等を行ったような場合についてまで、告知義務違反解除を行えないようにするということは、自己のコントロールの及ばないことについての責任を問うということになり、保険会社にとってあまりにも酷である、と考えられる。

エ 以上を総合すると、保険会社は、上記④のように、信用生命保険について金融機関等が告知の取次等を行う際に不適切な事象が生じないように努めなければならないが、そのために保険会社が行うべきことは、自身に行うことができる限りの一般的な体制整備⁹であり、そのような体制整備を尽くしたにもかかわらず、金融機関等の個別の職員がその不心得（独自の判断）によって不告知教唆等を行った場合には、保険会社が告知義務違反解除を行うことは妨げられない、と解することが妥当ではないかと考えられる。

一方、保険会社が上記の体制整備を怠っていて、そうした中で、顧客が金融機関等の職員の立場を誤解したり、金融機関等の職員が適切な告知がなされることの重要性等を十分に認識しなかったりして、不告知教唆等がなされた場合については、告知義務違反解除が行われ得ないとすべきこともあり得る。

そして、その場合の法律構成としては、保険会社が上記の体制整備を怠っていたということを信義則違反ないし衡平の評価に係る評価根拠事実の1つとして追加して勘案した上で、保険媒介者に関する保険法の上記規定を類推適用すると

⁹ 「正しい告知を受けるための対応に関するガイドライン」（平成26年4月1日、生命保険協会）の1項では、団体信用生命保険を含む団体保険における告知に関して、

- ・ 顧客と相對することになる担当者向けに、正しい告知の取扱いに関する書面等を作成し、配布すること
- ・ 顧客に対し、契約者である団体には告知受領権がないことその他の告知に関する重要事項を理解してもらうための書面による手当を行うこと

等を保険会社が行うべきものとされているが、ここに記載されている内容は、上記の体制整備として行われるべきことについての一つの目安となるのではないかと考えられる。

いうことが、第一次的に想定されるが、それ以外にも、体制整備を怠っていること自体を保険会社の「過失」（保険法55条2項1号等）と位置付けるという構成も、あり得ないわけではないのではないか¹⁰、と考えられる。

オ なお、以上のことは、被保険者と保険会社との関係についての検討だが、信用生命保険の告知について、金融機関等の職員が、告知義務についての適切な説明を怠ったり、不告知教唆等の不当な関与を行った場合には、上記とは別の問題として、金融機関等が被保険者の側に対して不法行為に基づく損害賠償義務を負う¹¹、ということはあるものと考えられる。

傍論ながら上記のことを肯定した裁判例としては、大阪地裁平成20年7月28日判決生命保険判例集20巻393頁及びその控訴審判決である大阪高裁平成21年1月29日判決生命保険判例集21巻19頁が存在している（債務者に対して直接に保険契約を紹介するのは与信者であり、保険会社は書面を通じて債務者への説明を行うに止まっていること等を考慮すると、信義則上、与信者は、団体信用生命保険の概要、告知すべき事項及び告知義務違反があった場合の不利益について、債務者への説明義務を負っている、とされた。）。

また、李鳴・前掲124頁も、金融機関等の職員の不告知教唆等があった信用生命保険契約が告知義務違反解除された場合には、被保険者の側に、未償還債務残高相当の損害賠償請求権が認められ得る、とする。

以上

¹⁰ ただし、この法律構成を取る場合には、体制整備の懈怠という過失と重要事実についての保険会社の不知との間の因果関係をどのように理解するか、という点が問題となりうる。

¹¹ 団体信用生命保険の告知について金融機関等の職員等が不当な関与を行って告知義務違反解除がなされたことが金融機関に対する損害賠償請求に結びつく場合としては、例えば、ローンの借り換えにともなって従前の信用生命保険契約の解約と新しい信用生命保険契約への加入がなされたが、後者の契約への加入の前に被保険者の疾病等の重要事実があったために、告知義務違反解除がなされた、というような場合が考えられる。